

柏原宿活性化実行委員会規約

(目的)

第1条 空家・古民家を活用した柏原駅および中山道柏原宿周辺（以下「地区」という。）の活性化と移住定住を進めるため、地区住民が目指すまちづくり等の方向性をまとめた未来ビジョンを作成し、実行することを目的として、柏原宿活性化実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 委員会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 未来ビジョンの作成および見直しに関すること。
- (2) 未来ビジョンの実行に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、柏原自治会長が委嘱する。

- (1) 柏原自治会長
- (2) 地区住民
- (3) 地区内で事業を行う者
- (4) 米原市市民部地域振興課
- (5) その他、柏原自治会長が特に必要と認める者

3 委員会に会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会には部会を置くことができる。

7 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な資料を提出させ、またはその意見を聴き、もしくは説明を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、柏原区事務所（米原市柏原 2221 番地）に置く。

2 委員会の庶務は、米原市地域再生推進法人 一般社団法人古民家再生協会滋賀において処理する。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年2月4日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。